

平成19年度 千葉県獣医師会 事業計画

本会定款第2条の目的及び第4条にかかわる諸事業について実施するが、その目的・背景等は次のとおりである。

1 指導活動事業

1) 畜産振興対策

千葉県は全国有数の畜産県であり、畜産経営の基礎を支える家畜衛生対策、家畜の診療業務等に従事する公職農林部会及び共済部会獣医師の任務は重く、BSE や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防や人と動物の共通感染症等の普及啓発、動物用医薬品の適正使用に関する指導などの幅広い業務に携わっている。

千葉県獣医師会としては、家畜防疫連絡会議の産業動物関係獣医師を中心として県の家畜防疫対策へ積極的に協力するとともに、動物用医薬品の適正使用に心掛け、安全な畜産物の生産・供給に寄与して参りたい。

2) 獣医公衆衛生対策

食品検査部門では、病原性大腸菌 O-157 による食中毒やサルモネラ汚染対策の強化を、また、食肉検査部門では、動物用医薬品の残留検査や21ヶ月齢以上の出荷牛全頭のBSE検査等まさに公衆衛生獣医師の食品衛生への役割は高まっている。

検査業務の高度化と充実のためには技術の錬磨や知識の吸収などの裏付けが欠かせないもので、このための研修講習会を展開することとしている。

また、県獣医師会では一般市民の間に高病原性鳥インフルエンザを始めとした動物由来感染症への不安が増加している事を重視し、感染症委員会において種々の感染症に関する啓発資料等をWebサイトに掲載しているが、研修会や広報活動等により引き続きこの面の充実を図る。

3) 研修事業

専門的知識集団である獣医師会では、農林・衛生・小動物開業等を問わず、知識の吸収と技術の錬磨が重要な命題であり、技術革新の著しい現代においては、これらの不足は致命的なものと認識し、これを克服するため県獣では、会員が共に連帯感意識をもちながら切磋琢磨の中で知識、情報の収集を図れるよう研修事業を進めていく。

2 狂犬病予防対策

犬等の輸出入に関する検疫制度の一部改正や、特定動物等へのマイクロチップの注入等が条件付けられる等、狂犬病等の国内への侵入防止に大きな効果が期待されますが、千葉県では海と空に玄関口をもち、その危険性がより高いと考えられることから、また、昨年は、フィリピンへ旅行した際に犬に咬まれ、帰国後に狂犬病を発症し死亡した事例が2件見られまたことも考慮し、県獣医師会では、一層の狂犬病予防対策を展開するため、予防注射による事故防止を強化しながら、機会あるごとに一般市民へ狂犬病の危険性を啓発していくこととしている。

一方で、狂犬病予防法に基づく、集合注射事業は市町村長との契約により推進されているが、一部の地域において実施体制に緩みが見受けられることから県当局のより一層の指導強化を要望するとともに、各市町村との協力態勢を見直し、集合注射の推進体制を強化

する必要がある。

3 動物保護活動

1) 動物愛護および管理推進事業

行政機関および関係団体等の行う動物愛護事業にこれまでどおり積極的に協力していくとともに、動物愛護思想の涵養に努めることとする。

この一環として県獣医師会ではマイクロチップの推進事業を平成16年度から開始し、マイクロチップ・リーダーの購入についてその費用の一部を助成してきた。

平成18年度は行政において動物愛護センター等にリーダーが設置されたことから各会員病院においてマイクロチップの埋込を積極的に普及推進することとしたい。

2) 負傷動物救護事業

飼養者不明の犬・猫等の動物が公共の場で病気や負傷した場合の救急診療を行うことは獣医師の社会的な責任であり、これまでどおり救護事業を推進して参りたい。

ただし、これらの処置は対象が県動物愛護センター等に保護収容されるまでのものであり、飼養者への飼育管理指導や診療等に関する助成事業について行政機関のご配慮をお願いしたい。

3) 傷病野生鳥獣救護事業

この事業は野生動物の多様性を維持することと併せ、県民が保護した傷病野生鳥獣の治療、保護及び指導等を獣医師が受け持つことにより、広く鳥獣保護思想の普及啓発を図るもので、野生動物の治療業務を千葉県と業務委託契約により実施していく。

4) 動物の不妊・去勢普及推進事業

犬猫の不妊・去勢手術は、一般市民の要望が非常に高い事業である。この事業を推進するには、多額の経費が必要であり、県動物保護管理協会の協力もあるが、会員の浄財に依存している現状ではおのずから限界がある。

市民、県民の要望を背景に、今後は実施頭数の増加に向けて県・市町村など関係自治体のご協力をお願いしたい。

5) 学校飼育動物対策事業

学校のゆとり教育が展開される中で動物飼育の事例も着実に浸透しており、今後は獣医師による指導講習と巡回など具体的な取り組みを強化していくこととする。

県獣内部において学校飼育動物に対する支部間の取組落差の解消を図ることが望まれることから、マニュアルを作成し県下統一した指導が出来るよう推進したい。

6) 福祉介護犬医療助成事業

盲導犬・聴導犬・介助犬等のユーザーにたいし、福祉介護犬医療助成制度により治療費並びに年2回の健康検査等について引き続き助成して参りたい。

なお、基金の一層の充実を図るため県獣の各事業を通じて関係者のご支援ご協力をいただくとともに、助成内容を検討し、効果的な基金活用を図ってまいりたい。

4 広報活動の推進ならびに公益的普及啓発行事の開催

県獣のHP, Webサイトの有効活用に向け、広報内容の充実と拡大を目指していくこととしている。

また、公益法人制度改革に伴い、今後も千葉県獣医師会が社団法人として存続・活動す

るために、公益的事業を積極的に企画・推進し、一方では、公益法人として相応しくない共益的事業はその受け皿となる組織を設立し事業移管してまいりたい。

5 その他関連行事

1) (社) 日本獣医師会の行う生涯学習研修及び学会年次大会等への積極参加

千葉県獣医師会では日本獣医師会の主催する生涯学習研修事業等に積極的に協力する。

また、平成19年度の日本獣医師会学会年次大会は香川県獣医師会が担当し開催されるので多数の会員の参加をお願いしたい。(平成20年2月9～11日、高松市)

2) 関東地区獣医師大会並びに3学会への協力

千葉県獣医師会ではこれまでも関東各県の獣医師会と連携しながら各種行事を進めており、平成19年度の関東地区大会・3学会の開催(担当は東京都獣医師会)についても、これまでどおりの協力を行う所存であり、多数の会員の参加をお願いしたい。

日程は、平成19年9月2日(日)に船堀タワーホールで開催される予定である。

3) 平成18年度関東地区獣医師大会宣言(川崎市)の実現に向けた取り組みを啓発していく。

動物愛護に不可欠なマイクロチップの普及推進

獣医師の需給見通しに基づく対応と、夜間獣医療等獣医療の構造改変

小笠原諸島のユネスコ世界遺産への登録推進

学校獣医制度の確立

獣医大学における獣医師倫理に関する教育の徹底

人と動物の共通感染症に対する正しい情報提供と危機管理体制の強化

診療施設開設の許可制への実現化

4) 日本小動物獣医師会・年次学会への参加協力

2007年年次学会は、大阪府獣医師会が担当し、平成19年8月25・26日(土・日)に開催されるので積極的に参加・協力したい。

6 委員会活動

総務・広報・獣医事政策・学術・特別会計・狂犬病予防対策・社会福祉・感染症の各委員会において、会長より諮問されたその時々各課題等について検討・答申し、県獣の関係部会の積極的な対応を図ることとして参りたい。

7 獣医師会館の有効利用の促進

本会は、公益法人としてより一層幅広い分野で社会的要望に応えるために、各部会の結束と行政組織や各種団体との連携・強化が必要である。

このためには、各種会議・委員会等において獣医師会館の積極的な活用を図るとともに、高度医療診断の応用並びに診療技術研修により会員の獣医療技術を向上し、動物飼養者への的確な獣医療を提供するため、高度医療センターについて引き続き検討を行う。

また、会員の相互扶助、共同購買等の経済事業、会員の福利厚生等を図るため協同組合等の設立に向け検討を重ねて参りたい。